

知的財産権の実施許諾及び譲渡に関する規程

制定 平成13年4月1日 13規程第15号

最終改正 平成27年12月22日 27規程第83号 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が所有する知的財産権（研究所が他と共同して行った研究、他から受託して行った研究等に係るものについては、その知的財産権の研究所の持分が決定された後の知的財産権をいう。以下同じ。）の他への実施許諾及び譲渡について基本的な事項を定めることにより、研究所の行う実施許諾及び譲渡における公平性を確保するとともに、知的財産権の利用の適正化、他への適切かつ効果的な成果の普及の推進を図り、もって産業技術の向上に資することを目的とする。

(実施許諾の原則)

第2条 研究所は、研究所が所有する知的財産権について、他への非独占的、独占的又は一部独占的な実施許諾を行うことができる。

2 前項の場合においては、研究所は、有償又は無償の実施許諾を行うことができる。

3 研究所は、研究所が所有する知的財産権の他への実施許諾を行う場合には、実施許諾の期間を定めるものとする。

4 研究所は、研究所が所有する知的財産権の他への実施許諾を行う場合には、その実施許諾を受けようとする者に、その知的財産権の実施許諾の申請をさせるものとする。

5 研究所は、研究所が所有する知的財産権の他への実施許諾を行う場合には、次の各号についての取決を、その実施許諾を受けようとする者に約させるものとする。

一 実施許諾を受けた知的財産権の実施又は実施のための努力についての定期報告

二 研究所は、実施許諾を受けた知的財産権を、実施許諾を受けている者が実行していないと認定し、かつ、その実施許諾を受けている者がその知的財産権の実施をするための効果的な手段を既にとっている、又は相当期間内にとることが期待されると研究所が認める程度に証明できない場合には、実施許諾の全部又は一部を解除できること。

6 研究所は、研究所が所有する知的財産権の他への実施許諾を行う場合には、その知的財産権の実施をするために必要な研究試料（第8条の規定により読み替えて準用する国立研究開発法人産業技術総合研究所研究試料取扱規程（14規程第21号。以下「研究試料取扱規程」という。）第2条第2号に規定する研究試料をいう。以下同じ。）を、その実施許諾を受けようとする者に、有償又は無償で譲渡又は貸与することができる。

7 前項の規定は、研究所と他との共有に係る知的財産権について、その知的財産権を共有する者がその知的財産権の実施をする場合に準用する。

(独占的又は一部独占的な実施許諾の原則)

第3条 研究所は、研究所が所有する知的財産権について、独占的又は一部独占的な実施許諾を行うことが、その知的財産権の実施の促進又は成果の普及を促進するために、合理的かつ

必要な要因である場合には、独占的又は一部独占的な実施許諾を行うことができる。

- 2 研究所は、研究所が所有する知的財産権について、独占的又は一部独占的な実施許諾を行う場合には、一般への公示及び異議申し立ての機会を与えなければならない。
- 3 研究所は、研究所が所有する知的財産権について、独占的又は一部独占的な実施許諾を行う場合には、その実施許諾を受けようとする者に、前条第4項の実施許諾の申請とともに、その知的財産権の実施計画等を提出させるものとする。
- 4 研究所は、研究所が所有する知的財産権について、独占的又は一部独占的な実施許諾を行う場合には、次の取決を、その独占的又は一部独占的な実施許諾を受けようとする者に対し、約させるものとする。
 - 一 研究所が公共の利益のため特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときには、その独占的又は一部独占的な実施許諾を受けた者以外の者に対して非独占的な実施許諾ができること。

(独占的又は一部独占的な実施許諾の特例)

第4条 前条第1項から第3項までの規定にかかわらず、研究所は、次の表の左欄に掲げる場合にあつては、同表の右欄に掲げる者に対して、独占的又は一部独占的な実施許諾を行うことができる。

研究所と他との共有に係る知的財産権について、その知的財産権を共有する者又は共有する者の指定する者が、独占的又は一部独占的な実施を希望する場合	知的財産権を共有する者又はその共有する者の指定する者
研究所が他と共同して行った研究により、研究所が単独で所有する知的財産権について、その共同して研究を行った者又はその共同研究を行った者の指定する者が、独占的又は一部独占的な実施を希望する場合	研究所と共同して研究を行った者又はその共同して研究を行った者の指定する者
研究所が他から受託して行った研究により、研究所が単独で所有する知的財産権について、その研究を研究所に対し委託した者又はその研究所に対し委託した者の指定する者が、独占的又は一部独占的な実施を希望する場合	研究を研究所に対し委託した者又はその委託した者の指定する者
研究所が所有する知的財産権について、当該知的財産の創造に創作的に寄与した役員、職員、契約職員及び国立研究開発法人産業技術総合研究所外来研究員規程（16規程第4号）第2条に規定する外来研究員（以下「役職員等」という。）が転出（出向元へ戻る場合又は研究所を退職した際現に存する研究所以外の勤務先に勤務しようとする場合をいう。以下	その転出先

同じ。)する場合において、その転出先が、独占的 又は一部独占的な実施を希望するとき	
--	--

(譲渡の原則)

第5条 研究所は、研究所が所有する知的財産権について、有償により、他への譲渡を行うことができる。

- 2 研究所は、研究所が所有する知的財産権の譲渡を行うことが、その知的財産権の実施の促進又は成果の普及を促進するために、合理的かつ必要な要因である場合には、その知的財産権の他への譲渡を行うことができる。
- 3 研究所は、研究所が所有する知的財産権について、他への譲渡を行う場合には、一般への公示及び異議申し立ての機会を与えなければならない。
- 4 研究所は、研究所が所有する知的財産権の他への譲渡を行う場合には、その譲渡を受けようとする者に、その知的財産権の譲渡の申請とともに、その知的財産権の実施計画等を提出させるものとする。
- 5 研究所は、研究所が所有する知的財産権の他への譲渡を行う場合には、次の取決を、その譲渡を受けようとする者に約させるものとする。
 - 一 公共の利益のために特に必要があるとき、又はその知的財産権を実施していないときにおいて、第三者から実施許諾の協議を求められた場合には、これに応ずること。
- 6 研究所は、研究所が所有する知的財産権の他への譲渡を行う場合には、その知的財産権の実施をするために必要な研究試料を、その譲渡を受けようとする者に、有償又は無償で譲渡又は貸与することができる。

(譲渡の特例)

第6条 前条第3項の規定にかかわらず、研究所は、次の表の左欄に掲げる場合にあっては、同表の右欄に掲げる者に対して、研究所の所有する知的財産権の研究所持分の全部又は一部を譲渡することができる。

研究所と他との共有に係る知的財産権について、その知的財産権を共有する者又は共有する者の指定する者が、譲渡を希望する場合	知的財産権を共有する者又はその共有する者の指定する者
研究所が他と共同して行った研究により、研究所が単独で所有する知的財産権について、その共同研究を行った者又はその共同研究を行った者の指定する者が、譲渡を希望する場合	研究所と共同して研究を行った者又はその共同して研究を行った者の指定する者
研究所が他から受託して行った研究により、研究所が単独で所有する知的財産権について、その研究を研究所に対し委託した者又はその研究所に対し委託した者の指定する者が、譲渡を希望する場合	研究を研究所に対し委託した者又はその委託した者の指定する者
研究所が所有する知的財産権について、当該知的財産の創造に創作的に寄与した役職員等が転出する場	その転出先

合において、その転出先が譲渡を希望するとき	
-----------------------	--

(他の規程等との関係)

第7条 研究所が所有する知的財産権の他への実施許諾及び譲渡については、この規程によるもののほか、法令、協定、国立研究開発法人産業技術総合研究所共同研究規程（13規程第22号）、国立研究開発法人産業技術総合研究所技術研修規程（13規程第23号）、国立研究開発法人産業技術総合研究所職務発明取扱規程（13規程第26号）及び国立研究開発法人産業技術総合研究所出資業務規程（26規程第33号）に基づき行うものとする。

(研究試料の取扱等)

第8条 研究試料取扱規程第2条第2号及び第2章から第4章までの規定は、第2条第6項及び第7項並びに第5条第6項に規定する研究試料の譲渡又は貸与について準用する。この場合において研究試料取扱規程第2条第2号中「第6条」とあるのは「知的財産権の実施許諾及び譲渡に関する規程（13規程第15号）第8条の規定により準用する第6条」と読み替えるものとする。

(技術移転事業者との関係)

第9条 第2条から前条までの規定は、研究所が研究所の研究及び開発等の成果を民間事業者に対し移転する技術移転事業を行う者（以下「技術移転事業者」という。）に対して知的財産権の実施許諾又は譲渡を行う場合には、適用しない。

2 研究所は、技術移転事業者に対して実施許諾又は譲渡を行った知的財産権について、その技術移転事業者に研究所以外の者に実施許諾又は譲渡を行わせる場合には、この規程に規定する取扱いに準ずる取扱いがなされるようにするものとする。

(適用除外)

第10条 研究所は、研究所が所有する知的財産権の独占的若しくは一部独占的な実施許諾又は譲渡を行う場合であって、当該知的財産権が、国等の法令等により定められた知的財産権の公開制度に基づいてその国等の官公庁等によりその内容を公開された日から1年を経過したものであるときは、第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用しないことができる。

2 研究所は、研究所が所有する知的財産権の実施許諾又は譲渡を行う場合であって、特別な事情があるときは、この規程の一部を適用しないことができる。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から実施する。

附 則（26規程第31号・一部改正）

この規程は、平成26年4月1日から実施する。

附 則（26規程第65号・一部改正）

この規程は、平成26年11月14日から施行し、平成26年11月1日から適用する。

附 則（26規程第71号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27規程第83号・一部改正）

この規程は、平成27年12月22日から施行する。